

## 別記様式1

## 年度モニタリング(令和3年度)

施設名称	佐倉市志津児童センター 上志津学童保育所外6学童保育所
施設概要	<p>【志津児童センター】 所在地:〒285-0846 千葉県佐倉市上志津1672番地7 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階建(志津市民プラザ3階) 敷地面積:4,760.13㎡ 延床面積:3,123.61㎡ 建築年月:平成27年11月 施設内容:事務所、遊戯室、図書室、授乳室、集会室、静養室</p> <p>【上志津学童保育所】 所在地:〒285-0846 千葉県佐倉市上志津1764番地6 施設構造:鉄骨造、地上1階建 敷地面積:1,476㎡ 延床面積:302㎡ 建築年月:昭和54年3月 施設内容:学童保育室(1室)遊戯室 図書室 事務室</p> <p>【第二上志津学童保育所】 所在地:〒285-0846 千葉県佐倉市上志津1752 上志津小学校敷地内 施設構造:鉄骨造、地上2階建 敷地面積:700㎡ 延床面積:140㎡ 建築年月:平成28年3月 施設内容:学童保育室(2室)</p> <p>【西志津学童保育所】 所在地:〒285-0845 千葉県佐倉市西志津4丁目26番1号(単独施設、志津保育園敷地内) 施設構造:木造、地上2階建 敷地面積:2,413㎡ 延床面積:82㎡ 建築年月:平成6年2月 施設内容:学童保育室(2室)</p> <p>【第二西志津学童保育所】 所在地:〒285-0845 千葉県佐倉市西志津7丁目2番1号(西志津小学校内) 施設構造:鉄骨造、地上2階建 敷地面積:26,200㎡ 延床面積:976.14㎡ 建築年月:平成28年3月 施設内容:学童保育室(2部屋)多目的室 教室4 資料室</p> <p>【第三西志津学童保育所】 所在地:〒285-0845 千葉県佐倉市西志津7丁目2番1号(西志津小学校内) 施設構造:鉄骨造、地上2階建 敷地面積:26,200㎡ 延床面積:976.14㎡ 建築年月:平成28年3月 施設内容:学童保育室(2部屋)多目的室 教室4 資料室</p>

	<p>【下志津学童保育所】  所在地：〒285-0843 千葉県佐倉市中志津4丁目26番16号(下志津小学校内)  施設構造：鉄筋コンクリート造、地上1階建  敷地面積：18,990㎡  延床面積：5,753㎡(学童保育部分200㎡)  建築年月：昭和42年3月  施設内容：学童保育室(2部屋)</p> <p>【南志津学童保育所】  所在地：〒285-0842 千葉県佐倉市下志津原164番地2(南志津小学校内)  施設構造：鉄筋コンクリート造、地上4階建  敷地面積：29,036㎡  延床面積：818㎡(学童保育部分128㎡)  建築年月：昭和49年7月  施設内容：学童保育室(2部屋)</p>
施設の設置目的	<p>児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とします。</p> <p>学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とします。</p>
指定管理者	テルウェル東日本株式会社
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
委託料	444,385,595円(令和3年度支払額 90,280,539円)
市所管課	こども支援部こども保育課
第三者	志津児童センター運営委員会

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

※記載箇所欄について、業務基準書が2種類あるため、学童保育所基準書の記載箇所を記載することとし、ページ数が異なる場合には児童センターの記載箇所を追記の上で(児)を記載する。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(3)」に記載。	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(2)」に記載。	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(4)」に記載。	

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(1)」に記載。	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(5)」「Ⅱ-1-(6)(児)」に記載。	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(1)」に記載。	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(1)」に記載。	

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 別表1に記載。	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(2)」、別表1に記載。	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(2)」に記載。	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 別表1に記載。	
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(4)、(11)」に記載。	

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(3)」に記載。	
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(4)」に記載。	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(5)」に記載。	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(5)」に記載。	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(6)」に記載。	

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(6)」に記載。	
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(6)」に記載。	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」「Ⅱ-2-(8)(児)」に記載。	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」「Ⅱ-2-(8)(児)」に記載。	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(9)」、別表1に記載。	

保守点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(9)」に記載。	
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」「Ⅱ-2-(8)(児)」に記載。	
安全点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」「Ⅱ-2-(8)(児)」に記載。	
駐車場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(10)」に記載。	
駐車場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(10)」に記載。	

### 3 施設運營業務に関する基準

利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(1)」に記載。	
利用 料 金 徴 収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
利用 料 金 徴 収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
利用 料 金 徴 収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)(児)」に記載。	

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(6)」「Ⅱ-3-(9)(児)」に記載。	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」「Ⅱ-3-(10)(児)」に記載。	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」「Ⅱ-3-(10)(児)」に記載。	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」「Ⅱ-3-(10)(児)」に記載。	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」「Ⅱ-3-(10)(児)」に記載。	

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)」「Ⅱ-3-(11)(児)」に記載。	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)」「Ⅱ-3-(11)(児)」に記載。	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)」「Ⅱ-3-(11)(児)」に記載。	
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)」に記載。	
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-7-(1),(2)」に記載。	

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-7-(1)」に記載。	
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(10)」「Ⅱ-3-(12)(児)」に記載。	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(10)」「Ⅱ-3-(12)(児)」に記載。	
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-4-(2)」に記載。	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-4-(3)」に記載。	

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-7-(1)」に記載。	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-6」に記載。	
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-6」に記載。	
Ⅱ 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(1)」に記載。	

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(1)」に記載。	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(1)」に記載。	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(1),(2)」に記載。	
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(2)」「Ⅲ-1-(3)(児)」に記載。	
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(2)」に記載。	

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(3)」に記載。	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(4)」に記載。	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(6)」に記載。	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(6)」に記載。	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-3-(2)」に記載。	

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-3-(2)」に記載。	
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-3-(2)」に記載。	
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-4」に記載。	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(1)」に記載。	
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(2)」に記載。	

体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(2)」に記載。	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(2)」に記載。	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(4)」に記載。	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(5)」に記載。	

6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準

守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(1)」に記載。	
個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(2)」に記載。	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(3)」に記載。	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(3)」に記載。	

情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(4)」に記載。	
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウィルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(4)」に記載。	
7 事業計画及び事業報告に関する基準			
資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-7-(1)、(2)」に記載。	
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-7-(1)、(2)」に記載。	

## 8 連絡調整に関する基準

連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－10」に記載。	

### 意見記述欄

指定管理者	<p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策により、制限に変化がある中での運営になりました。日頃から、学校との連携を密にしながら、子どもたちの健全育成に努めてまいりました。児童センターでは、利用制限(人数・時間)が設けられている中で、利用者の満足度を高めることに注力しました。</p> <p>また、児童センター及び学童保育所の衛生面をより完璧にすることはもちろんのこと、美観を常時保つために、日常的清掃を重点的に取り組むとともに、補修・除草等を適切に行い、環境美化に努めています。</p> <p>児童センターと学童保育所及び学童保育所間で職員の相互応援体制を整え、安定した学童運営に努めています。</p>
佐倉市	<p>本年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、関係機関との連携など連絡体制をしっかり密にし、利用者の満足度の高い施設運営が行えていたと思います。</p> <p>今後も、センターや学童間での応援体制を継続しながら、適当な管理が行えるよう引き続き努めていただきたいと思います。</p>

②利用状況等分析

児童センター	前年度実績値	今年度計画値	今年度実績値	対前年度比(%)	対計画値比(%)
延べ利用者数(人)	8,075	8,075	10,962	135.8%	135.8%

学童保育所	前年度実績値	今年度計画値	今年度実績値	対前年度比(%)	対計画値比(%)
利用料金収入(円)	20,743,750	20,743,750	22,933,820	110.6%	110.6%
減免件数(件)	74	74	92	124.3%	124.3%
登録児童数/月 (上志津学童)	49	60	39	79.6%	65.0%
(第二上志津学童)	31	50	34	109.7%	68.0%
(西志津学童)	35	30	28	80.0%	93.3%
(第二西志津学童)	49	50	54	110.2%	108.0%
(第三西志津学童)	46	40	51	110.9%	127.5%
(下志津学童)	47	65	44	93.6%	67.7%
(南志津学童)	57	65	60	105.3%	92.3%

意見記述欄

指定管理者	<p>令和3年度は、児童センターでは、利用制限(人数・時間)が緩和され、利用者数は漸増傾向にあります。</p> <p>児童センターでは利用者の満足度を高めることに注力し、学童保育所では、できる限りの感染症対策をとって、保育にあたっています。</p> <p>上志津小学校区においては、児童数の減少により、登録児童数が減少がみられます。また、減免件数が増加しているのは、ひとり親家庭の増加も一因と考えられます。</p>
佐倉市	<p>児童センターは利用制限の緩和もあり計画値を上回る利用実績となりました。新型コロナの影響により様々な制限は続きますが利用者の要望にそったサービスの提供を今後もお願いしたいと思います。</p> <p>学童保育は概ね計画値と同等の実績となっています。学区によって児童数の増減に差が見られるため、その地域の実情に沿った施設運営を引き続き行っていただけだと思います。</p>

### ③経営分析

児童センター	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	27,152,925	27,152,925	27,152,925	100.0%	100.0%
支出(円)	31,283,961	26,590,800	27,007,222	86.3%	101.6%
収支(円) 〈収入-支出〉	△ 4,131,036	562,125	145,703	-3.5%	25.9%
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	91.8	90.3	89.7	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	1.21	1.45	1.57	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	3,874	3,293	2,464	63.6%	74.8%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	3,363	3,363	2,477	73.7%	73.7%

学童保育所	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	89,401,648	93,557,217	92,494,074	103.5%	98.9%
支出(円)	89,635,617	92,800,628	90,887,125	101.4%	97.9%
収支(円) 〈収入-支出〉	△ 233,969	756,589	1,606,949	-686.8%	212.4%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	23.2	22.1	24.8	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	89.0	90.5	86.3	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	1.23	1.13	1.52	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	285,464	257,780	293,184	102.7%	113.7%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	170,461	170,598	198,114	116.2%	116.1%

全 体	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	116,554,573	120,710,142	119,646,999	102.7%	99.1%
支出(円)	120,919,578	119,391,428	117,894,347	97.5%	98.7%
収支(円) 〈収入-支出〉	△ 4,365,005	1,318,714	1,752,652	-40.2%	132.9%

意見記述欄

指定管理者	<p>コロナ禍により、当初、学童支援員を人員増で計画値を算出したが、人員確保に時間を要したため、人件費の減額となりました。</p> <p>また、コロナ禍により移動制限がかかっており、会議・研修等はリモートでの参加だったため、旅費が減額となりました。</p> <p>コロナウイルス感染症により学童保育所の臨時休所などに伴う保育料の収入ですが、コロナ対策損失補償金で補うことができました。</p>
佐倉市	<p>児童センター、学童共に収入、支出共に計画値と概ね同等の実績となり、昨年度と比較しても大幅に収支の改善が見られました。</p> <p>長引く新型コロナの感染拡大への対応のため、予定外の支出等もあるとは思いますが、安定した収支管理に努め運営を継続していただければと思います。</p>

#### ④業務実施状況確認

##### 【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p>【児童センター】 子育て中の親子がゆっくり安心して過ごせる居場所を提供し、満足して帰っていただきます。</p>	<p>引き続き予約制とし、安心して来館いただけるようにしました。孤立しがちな、幼児親子同士の交流が図れるよう、活動に配慮しました。「パパのサンデー赤ちゃん広場」を開催して、父親の育児参加を応援できる企画を提供し、好評でした。</p>
<p>【児童センター】 子どもたちが楽しく充実感をもって活動できる場を提供します。</p>	<p>人数制限のある中で、来館した子どもたちが楽しめるよう、工作や遊びを提供しました。「ガラスペイント」の会を実施し、自由に大きな窓ガラスに絵を描く体験を提供しました。また、コロナにより不安定になっている子どもに職員が寄り添えるよう、配慮しました。</p>
<p>【学童保育所】 保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりに全力で取り組んでいきます。</p>	<p>保育室の換気・消毒、自動手指消毒機、オートハンドソープディスペンサーの導入、おもちゃ等の自動消毒庫の導入、おやつ・昼食時の黙食等、できうる限りの感染症対策をとって、保育を実施しました。</p>

##### 【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p>【児童センター】 子どもが健やかに成長し、自立していくため、地域で温かく見守られる中で多様な人との交流を得られ、家庭が子育て力を高めていけるような関わりができる場や機会＝「成長空間」を創りだします。 また、子どもとその家庭が豊かな関わり合いを持てる場を広げていくため、地域の中で支援の担い手を増やし、その連携を図ることにより、「成長空間」を支える「地域力」を高めます。</p>	<p>令和3年度も、感染症対策として、世代間の交流を目的とする事業を実施することはできませんでした。 また、毎年実施しているプロナチュリスト佐々木洋先生による自然観察会は、地元である佐倉城址公園を会場として、実施しました。地元佐倉の自然に対する興味関心を高める一助となっています。</p>

<p><b>【学童保育所】</b>  子どもたちが心温まる雰囲気の中でたくさんの友だちやスタッフと生活を共にし、のびのびと過ごせる環境を整えます。「佐倉市学童保育所設置及び管理に関する条例」等関係法令を遵守し、家庭の三要素といえる「遊びの場」「生活の場」「学びの場」を兼ね備えた居場所となるような学童保育所を目指し、4つの環境を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達の安全を第一に考え、のびのびと楽しく充実した時を過ごせるようにする。</li> <li>・常に見守り、子どもに安らぎを与える。</li> <li>・子どもの自主性を重んじ、社会性を身につける。</li> <li>・子どもがリラックスできる環境を整え、異年齢間の関わりを大切にしながら仲間意識、他者への思いやりなどの人間関係を学ぶ。</li> </ul>	<p>令和3年度も、感染症対策で、地域ボランティアの方による読み聞かせ等は実施できませんでした。  避難訓練は、年3回実施し防災への意識を高めました。  感染症対策で、様々な制限がある中でも、少しでも子どもたちが楽しく過ごせるように、工夫しています。  部屋で自分で遊べるおもちゃであるLaQや、子どもたちに人気の漫画や本を導入しました。</p>
--	---

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>児童センター及び学童保育所の業務実施にあたっては、業務基準書に沿って実施するとともに、学童保育所支援員、インストラクター、職員が一丸となって、子どもたちの健全育成と子どもや親子が1日ゆっくり安心して過ごせる居場所となるように創意工夫し、取り組みました。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>長引くコロナ禍により、様々な制限がある中ではありましたが感染対策を徹底し可能な限りでの事業実施を行っていました。利用者のことを第一に考え、工夫を重ねることで満足度の高いサービスを提供することができたと思います。</p>

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	令和3年10月～11月に、志津児童センターについては利用者を対象として、学童保育所については保護者を対象にアンケート調査を実施し、満足度・改善要望・広報についてのご意見をお聞きしました。
回答数等	志津児童センターから109名、学童保育所から228名の回答をいただきました。
実施結果	<p><u>志津児童センター</u> (保護者 66名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆職員の対応はいかがですか           <ul style="list-style-type: none"> <li>・良い…63名(95%)・普通…3名(5%)・悪い…0名(0%)</li> </ul> </li> <li>☆タイムリーでわかりやすい情報提供がなされていますか           <ul style="list-style-type: none"> <li>・されている…54名(82%)・されていない…0名(0%)</li> <li>・わからない…7名(11%)・無回答…5名(7%)</li> </ul> </li> </ul> <p>(小学生 43名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆センターは楽しいですか           <ul style="list-style-type: none"> <li>・楽しい…36名(84%)・普通…7名(16%)・楽しくない…0名(0%)</li> </ul> </li> </ul> <p><u>学童保育所</u> (保護者 228名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆お子様は学童に嫌がらずに行っていますか           <ul style="list-style-type: none"> <li>・はい…192名(91%)・いいえ…19名(9%)・無回答…1名</li> </ul> </li> <li>☆指導員の対応に満足していますか           <ul style="list-style-type: none"> <li>・はい…190名(90%)・いいえ…2名(1%)</li> <li>・どちらとも言えない…19名(9%)</li> </ul> </li> <li>☆学童での生活内容等は機関紙や掲示物等で伝わっていますか           <ul style="list-style-type: none"> <li>・はい…191名(90%)・いいえ…2名(1%)</li> <li>・どちらとも言えない…19名(9%)</li> </ul> </li> </ul>

回答者の意見等	対応策等
学童で、タブレットでのオンライン授業を受けたり、宿題をできるようにしてほしい。	学童での、wi-fi環境の整備について、提案し、佐倉市こども保育課と協議をしている。
長期休みの際の、保育料の引き落とし額がはつきりわからない。(給食や朝の利用料など)	給食のある月は、ご利用の皆様に、引き落とし額の内訳を記載したお知らせのお手紙を配付していることをお伝えした。

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>指定管理者が改善すべき項目については、貴重なご意見として、速やかに改善したいと考えています。          Wi-fiの件など、一施設ではなかなか解決は難しいことは、佐倉市と協力して協議していきたいと考えています。          また、多くの利用者から、「満足できる」とのご意見をいただいておりますが、現状に甘んずることなく今後もさらに、学童保育所の保護者や児童、来館する子どもたちに安心・安全で楽しんでもらえる施設運営に努めてまいります。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>児童センター利用者や学童の保護者からは、通年で様々な意見・要望があることと思っておりますが、早めに改善できるものについては、具体的な対応が取られているようです。          アンケートについては、多くが良い評価とのことで、今後も引き続き、安心・安全な施設運営に努めていただければと思います。          通信環境の整備等の対応が困難である要望については、市としても協力し共に対応していければと考えています。</p>

⑥総合評価

【令和3年度】  
意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p><b>【児童センター】</b> 施設の設置目的である「地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする」ために、乳幼児親子、小・中学生、高校生が、だれでも気軽に安心して立ち寄れる場所として、また、子育て中の親子や子どもにとって魅力ある施設として、利用して頂けるよう、施設運営及び施設内外環境の整備等を実施しました。 引き続き、親や子どもが一日ゆっくり安心して過ごせる居場所であり、志津地区の子育て支援事業の拠点となる施設として、市との連携を密にし、佐倉市の安全基準に沿った施設運営に全力で取り組んでいきます。コロナウイルス感染症への対応についても工夫を凝らして、目的の完遂を目指します。</p> <p><b>【学童保育所】</b> 施設の設置目的である「保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後の生活の場を提供し遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援すること」のために、子どもたちに対しての安全・保護者に対しての安心を最優先し、「第二の家庭」として子どもたちが「帰りたくなる」学童保育所を目指し、学童保育所の運営と保育環境の整備を実施しました。 引き続き、「遊びの場」「生活の場」「学びの場」「学習の場」を兼ね備えた居場所となる学童保育所となるよう、市と学校との連携を密にして、「安心・安全」を最優先し、子ども一人ひとりが成長できる学童保育所の運営に、支援員・スタッフ一同全力で取り組んでいきます。 コロナウイルス感染症の対応は、日々の消毒や換気、健康観察など、できる限りの工夫をしています。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>利用者アンケートを見ても、日頃の運営が利用者や保護者にとって、満足できるものであることがわかります。児童センター、学童の施設本来の目的と、その達成のための運営方針について、全体として認識が図られ、職員が日々業務にあたっている結果だと思えます。 新型コロナウイルス感染症の対策を取りながらの運営は今後も必要となり、とても大変なことが多いとは思いますが、今後も利用しやすい施設運営に努めていただければと思います。</p>

別記様式2

年度モニタリング〔第三者(利用団体等)評価〕(令和3年度)

施設名称	志津児童センター
評価者・団体	志津児童センター運営委員会(委員長 橋本允之)

業務点検シート

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準		
1 基本事項		
開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	A
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A
2 維持管理業務に関する基準		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。	A
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	A
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
	不足している物品はないか。	A
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A

3 施設運營業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	A
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	A
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	A
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	A
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	A
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A
待遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A
	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	S
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	S

#### 総合評価

コロナ禍の中で、工夫して事業をされているのが、わかりました。  
 これからは、中高生も遊びに来れるような楽しい活動ができることを期待します。  
 活動内容を、もっと、地域の方に伝えるようにされるといいかと思います。

## 別記様式3

## 指定期間中間モニタリング(令和3年度)

施設名称	佐倉市志津児童センター 上志津学童保育所外6学童保育所
施設概要	<p>【志津児童センター】 所在地:〒285-0846 千葉県佐倉市上志津1672番地7 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階建(志津市民プラザ3階) 敷地面積:4,760.13㎡ 延床面積:3,123.61㎡ 建築年月:平成27年11月 施設内容:事務所、遊戯室、図書室、授乳室、集会室、静養室</p> <p>【上志津学童保育所】 所在地:〒285-0846 千葉県佐倉市上志津1764番地6 施設構造:鉄骨造、地上1階建 敷地面積:1,476㎡ 延床面積:302㎡ 建築年月:昭和54年3月 施設内容:学童保育室(1室)遊戯室 図書室 事務室</p> <p>【第二上志津学童保育所】 所在地:〒285-0846 千葉県佐倉市上志津1752 上志津小学校敷地内 施設構造:鉄骨造、地上2階建 敷地面積:700㎡ 延床面積:140㎡ 建築年月:平成28年3月 施設内容:学童保育室(2室)</p> <p>【西志津学童保育所】 所在地:〒285-0845 千葉県佐倉市西志津4丁目26番1号(単独施設、志津 保育園敷地内) 施設構造:木造、地上2階建 敷地面積:2,413㎡ 延床面積:82㎡ 建築年月:平成6年2月 施設内容:学童保育室(2室)</p> <p>【第二西志津学童保育所】 所在地:〒285-0845 千葉県佐倉市西志津7丁目2番1号(西志津小学校内) 施設構造:鉄骨造、地上2階建 敷地面積:26,200㎡ 延床面積:976.14㎡ 建築年月:平成28年3月 施設内容:学童保育室(2部屋)多目的室 教室4 資料室</p>

	<p>【第三西志津学童保育所】  所在地：〒285-0845 千葉県佐倉市西志津7丁目2番1号(西志津小学校内)  施設構造：鉄骨造、地上2階建  敷地面積：26,200㎡  延床面積：976.14㎡  建築年月：平成28年3月  施設内容：学童保育室(2部屋)多目的室 教室4 資料室</p> <p>【下志津学童保育所】  所在地：〒285-0843 千葉県佐倉市中志津4丁目26番16号(下志津小学校内)  施設構造：鉄筋コンクリート造、地上1階建  敷地面積：18,990㎡  延床面積：5,753㎡(学童保育部分200㎡)  建築年月：昭和42年3月  施設内容：学童保育室(2部屋)</p> <p>【南志津学童保育所】  所在地：〒285-0842 千葉県佐倉市下志津原164番地2(南志津小学校内)  施設構造：鉄筋コンクリート造、地上4階建  敷地面積：29,036㎡  延床面積：818㎡(学童保育部分128㎡)  建築年月：昭和49年7月  施設内容：学童保育室(2部屋)</p>
施設の設置目的	<p>児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とします。</p> <p>学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とします。</p>
指定管理者	テルウェル東日本株式会社
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
委託料	444,385,595円(令和3年度支払額 90,280,539円)
市所管課	こども支援部こども保育課
評価対象期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日

評価	説明
S（優良）	要求される水準を上回り、特に良い成果が認められる。
A（適格）	要求される水準を満たしている。
B（概ね適格）	要求される水準を満たしているが、一部問題点が認められる。
C（不適格）	要求される水準を下回り、問題点が認められる。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

## 1 項目別評価

### (1) 公の施設の平等利用等に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
基本事項	関係法令等を理解し、遵守したか。	A	A
	必要な資格免許が取得されていたか。	A	A
平等利用	全体の事業内容に偏りはなかったか。	A	A
	特定の個人や団体が優遇されることはなかったか。	A	A
公共性	公の施設を運営するにふさわしい理念により運営していたか。	A	A
	現状分析・課題認識は適切であったか。	A	A
	公の施設の設置目的や市の施策を理解した事業内容であったか。	A	A
	管理運営における環境への配慮は十分であったか。	A	A
	利用者の要望や意見を把握し、的確に対応したか。	A	A

#### 具体的な取り組みの状況、実績

児童センターの運営については、児童福祉法等の関係法令を遵守し、子育て親子が互いに交流できる拠点として、「赤ちゃんDay」や「ちびっこDay」などの気軽に利用できる企画から、「子育てコンシェルジュ」などの育児相談、また、「パパサンデー」のように父親の育児参加を応援する企画など、幅をもたせて事業内容を展開しています。

小学生には、季節に合わせて楽しい体験をできるイベントを実施しています。また、特に東京オリンピックの時期には「しづりんピック」を開催して、子どもたちの興味関心を高めました。

また、学童保育所は「第2の家庭」と捉え、子どもたちの安全を第一に考え、のびのびと楽しく充実した時を過ごせるように、環境整備や行事を実施しています。

評価の理由及び今後の課題(指定管理者)
<p>利用者の要望や意見を把握するために、毎年、アンケート調査を実施しています。アンケートのご意見から、よりわかりやすい保育料の内訳のお知らせの発行や、より衛生的にすごせるようにペーパータオルの設置などしてきました。</p> <p>今後も、アンケートを中心に、改善すべき項目については、貴重なご意見として、速やかに改善していきます。</p>
評価の理由及び今後の課題(市)
<p>・アンケートの回答を元に利用者のニーズ把握に努めていると思います。また、把握するだけでなく、様々なニーズに応えるべく幅広い事業を展開しており、多くの利用者が満足できるよう努力していることが伺えます。</p>

(2) 公の施設の効用発揮、経費縮減に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
効用発揮	施設の特徴を活かし、施設の価値を高めることができたか。	A	A
	サービスの質の向上のための取り組みは効果的であったか。	A	A
	利用拡大の方策は効果的であったか。	A	A
	施設の情報発信は工夫されていたか。	A	A
	収支計画にのっとり、安定して経営できたか。	A	A
経費縮減	運営の効率化が効果的になされたか。	A	A
	予定外の収入減・経費増への対応は的確であったか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績

サービスの質の向上のための取り組みとして、公民館の会議室を利用して、ぴあの音楽会を開催しました。また、利用人数を制限する中でも、ひとりひとりの親子に丁寧にかかわりました。利用者の方からは、ここで話をするとホッとするという感想をいただいています。

評価の理由及び今後の課題(指定管理者)
<p>児童センターの職員が、学童保育所で保育に入ったり、遊びを提供しました。今後は、学童保育所職員と児童センターの職員が、より、活発に相互に応援体制を組めるといいと考えています。</p> <p>今後、児童センター事業については、利用実績を踏まえ、事業内容の改善、見直しを更に図る必要があります。</p>
評価の理由及び今後の課題(市)
<p>・HPや機関誌を活用し、積極的な情報発信を行っていました。コロナ禍の影響で様々な制限がある中でも、利用者の満足してもらえるサービスを提供できていたと思います。</p> <p>・児童センター、学童保育所間の相互応援により、運営の効率化が図れると思われしますので、是非積極的に取り組んでももらえればと思います。</p>

### (3) 公の施設の管理運営の安定性に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
物的能力	団体の経営が安定していて、施設管理を継続的・安定的に行うことができたか。	A	A
	施設の維持管理、備品の管理は適切に行われたか。	A	A
	安全管理・危機管理への取り組みは適切であったか。	A	A
	個人情報の保護、情報公開に対し十分配慮し、必要な措置を講じたか。	A	A
	第三者への委託や運営協力体制は適切であったか。	A	A
人的能力	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適切であったか。	A	A
	適切な人員配置・勤務体制がとられていたか。	A	A
	人件費や労働条件の設定において、職員への配慮はなされていたか。	A	A
	職員の教育研修体制は適切であったか。	A	A

<p>具体的な取り組みの状況、実績</p> <p>各学童保育所では、地震、火災、及び不審者に対応する訓練を、毎年各1回ずつ実施しました。また、職員の研修関係では、千葉県放課後児童クラブ指導者研修をはじめ、各種研修会に参加し、研鑽を積んできました。</p> <p>当センターでは、職員の人権意識や企業倫理感を高めるために、全職員がCSR(企業の社会的責任)研修に参加しました。コロナ禍のため、紙上やオンラインで行いました。今後、学童保育所運営の課題となっている「気になる子」の理解と支援のあり方、また、職員の心の健康について、更に研修を深めていきたいと考えています。</p>
<p>評価の理由及び今後の課題(市)</p> <p>・学童での様々な訓練を実施し、安全安心な環境づくりに努めていたと思われます。 ・積極的な研修参加は評価できると思います。学童保育に係る内容だけでなく様々な研修に参加することで、問題に対する視野も広がると思いますので、今後も積極的な研修参加を継続していただきたいと思ひます。</p>

(4) 公の施設の設置目的の達成に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
①事業内容	【児童センター】 児童の成長過程に合わせた多様な事業内容が提案されているか。	A	A
②配慮を要する児童への対応	【学童保育所】 配慮を要する児童(障害を有する児童等)への対応方針が適当であるか。(職員配置、研修体制等)	A	A
③保育環境の向上	【学童保育所】 学童保育所の保育内容を向上させ、保護者との信頼関係を構築する提案がされているか。	A	A

<p>具体的な取り組みの状況、実績</p> <p>児童センターでは、子育て中の親子への遊び場提供業務として、「赤ちゃんDay」や「ちびっこDay」、また、子育て相談業務として、「子育てコンシェルジュ」などを実施しています。また、小学生を対象とする活動業務として、「わくわくチャレンジ(毎日)や小中高生を対象とする活動業務として、「卓球台開放(毎日)」などを実施しています。</p>
--

評価の理由及び今後の課題(指定管理者)
各学童保育所では、年々増加傾向にある「配慮を要する児童」への適切な対応が大きな課題となっています。当該児童の課題については、保護者の養育等の問題が背景にあるケースが多いので、小学校や関係機関との連携を深めていきたいと考えています。
評価の理由及び今後の課題(市)
・配慮を要する児童について苦慮する点が多々あったと思われませんが、日頃の活動内容を聴取する中で非常にきめ細やかな対応をしていると思いました。これについては児童だけの問題ではなく、児童を取り巻く環境や家族の問題等原因は多岐にわたると思いますが、今後も保護者との交流を深め学校とも連携した上で問題解決に取り組んでいただければと思います。

(5)その他の取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
その他	障害者、高齢者の雇用や男女平等参画に対する配慮がなされたか。	A	A
	市民との協働による管理運営が行われたか。	A	A
	地域の活性化につながる取り組みがなされたか。	A	A
	地域雇用が行われたか。	A	A
	収益(剰余金)が有益に利用されたか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績
<p>児童センターでは、志津地区で生活する住民の良好なコミュニティを醸成するために、「地域交流会実行委員会」制度を取り入れ、その実行委員会議を年4回開催しています。(令和4年度より、地域交流会実行委員会の機能を志津児童センター運営委員会の中に、持たせました。)</p> <p>そして、地域交流事業として、地域住民の交流を深めるために県民の日に「センターまつり」を開催したり、志津市民プラザで開催される「公民館祭」「福祉まつり」などの行事に積極的に参加しています。</p>

<p>評価の理由及び今後の課題(指定管理者)</p>
<p>「センターまつり」は地域住民の交流の場として長く親しまれてきました。感染症対策のため、新たな「まつり」のあり方や運営等を十分に検討し、地域交流の活性化に繋がるように工夫改善していく必要があります。</p>
<p>評価の理由及び今後の課題(市)</p>
<p>・地域住民との交流の場としてイベントを開催する等、積極的な地域交流が図られていました。          ・コロナ禍前のような多くの人が集まるイベントの実施は難しいかもしれませんが、今後も地域交流の場としての役割を果たせるような積極的な活動及び運営を期待しております。</p>

## 2 総合評価及び今後の課題

<p>指定管理者</p>	<p>・児童センターが、子どもや子育て中の保護者が一日ゆっくり安心して過ごせる居場所として、また、学童保育所が「第2の家庭」として、子どもたちが心温まる雰囲気の中で、のびのびと過ごせる場となるように、市や関係機関との連携をさらに密にしなが、「安心・安全」を最優先にして、職員一同全力で取り組んでまいります。          ・設備の点検や修繕、老朽化した施設の修繕について          協定書上、5万円以内の修繕は指定管理者側で負担することとなっていますが、その金額を超えるものも少なくない中、どこまで修繕していくべきのかということ課題として感じています。          また、学校内に学童保育所が設置されている場合、学校で行うエアコン等の施設点検に学童保育所も含めていただけるとありがたいと考えております。</p>
<p>市</p>	<p>・児童及び保護者だけでなく、様々な人が安心して過ごせる居場所として施設が機能していると思われまます。          ・長引くコロナ禍により、様々な問題対応に苦慮することも多くあると思いますが、今後もより良いサービスを多くの方に提供できるよう市も連携協力していきたいと思ひます。</p>

## 指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度 : 令和3年度

施設名 : 志津児童センター及び上志津学童保育所外6学童保育所

チェック項目		チェック結果
<b>1 就業規則</b> (労働基準法(以下法)89・90・106条、労働基準法施行規則		(以下規則)6条)
(1)	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
<b>2 労働条件等の明示</b> (法15条)		
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第15条] □ 明示すべき労働条件の内容 ① 契約の期間、② 就業の場所・従事する業務の内容、③ 労働史観に関する事項、④ 賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期に関する事項⑤ 退職に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。
(2)	短時間労働者を雇い入れる際、① 昇給の有無、② 退職手当の有無、③ 賞与の有無、④ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない。
<b>3 労働時間</b> (法32・34～36・39条等)		
(1)	所定労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内としているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 所定労働時間は、法定労働時間内である。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制を採用している。 <input type="checkbox"/> 所定労働時間が法定労働時間を超えている。
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 定めている。 <input type="checkbox"/> 定めていない。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制をとっていない。
(3)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ① 交替制勤務における引継ぎ時間 ② 業務報告書等の作成時間 ③ 仕事の打合せ、会議等の時間 ④ 参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤ 出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	<input checked="" type="checkbox"/> 算定している。 <input type="checkbox"/> 算定していない。
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などにに基づき、適正に把握しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適正に把握している。 <input type="checkbox"/> 適正に把握していない。
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適法に取得させている。 <input type="checkbox"/> 適法に取得させていない。
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせている。 <input type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせていない。
(8)	(7)の労使協定(36協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」の範囲内で締結しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結している。 <input type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結していない。
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
<b>4 賃金</b> (法24・37・最低賃金法4条等)		
(1)	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。

チェック項目		チェック結果
<b>5 法定帳簿（法107～109条等）</b>		
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成していない。
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成していない。
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は3年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
<b>6 労働安全衛生（安全衛生法12・13・18・66条等）</b>		
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、月1回以上行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 <input type="checkbox"/> 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	<input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 聴いている。 <input type="checkbox"/> 聴いていない。
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 通知している。 <input type="checkbox"/> 通知していない。
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 提出している。 <input type="checkbox"/> 提出していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
<b>7 法令等の周知（法106条、労働安全衛生法101条等）</b>		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 周知している。 <input type="checkbox"/> 周知していない。
<b>8 雇用保険・社会保険（雇用保険法4～6条、健康保険法3条等）</b>		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。